

後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は各都道府県の広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和4・5年度の保険料率は、次のとおり改定されました。

▼令和4・5年度の保険料率

区分	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割率	8.07%	8.29%
均等割額	42,100円	42,500円

○年間保険料の計算方法（限度額66万円）

年間保険料＝「所得割額：（前年の総所得金額等－基礎控除額43万円）×8.29%」
＋「均等割額：42,500円」

※100円未満の端数は切り捨てになります。

▼賦課限度額が引き上げられます

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

区分	令和2・3年度	令和4・5年度
賦課限度額	64万円	66万円

▼収入別保険料額（年額）のモデルケース（単身世帯で、年金収入のみの場合）

年金収入額	令和3年度保険料	令和4年度保険料	上昇額
現役並み所得者 （383万円）	217,000円	222,100円	5,100円
標準的な 厚生年金受給者 （187万円）	48,400円 （均等割5割軽減）	49,400円 （均等割5割軽減）	1,000円
基礎年金受給者 （78万円以下）	12,600円 （均等割7割軽減）	12,700円 （均等割7割軽減）	100円

▼保険料のお知らせについて

※令和4年度の保険料額は、令和3年中の所得に基づいて8月1日に決定され8月中旬に郵送で通知されます。

年金から保険料を直接天引きされることを「特別徴収」といい、納付書または口座振替により納付する方法を「普通徴収」といいます。

「特別徴収」は、年間6回の年金支給時に行われますが、このうち、4月・6月・8月の各年金支給日に天引きされる保険料は、令和2年中の所得に基づいた仮徴収額です。

なお、10月・12月・2月に天引きされる保険料の額は、令和4年度の保険料額から仮徴収額を差引いた金額になります。

「普通徴収」は、8月末日から翌年3月末日までの各月末（合計8回）が納期限となります。

現在「特別徴収」の方で、「普通徴収」への変更を希望される場合は、役場での手続きが必要です。

その他ご不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。